

霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第37条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。